

# 山形市内の医療機関の皆様へ

平成31年4月1日から

山形市の中核市移行に伴い、以下の事務が山形県から山形市に移譲されます。

- (1) 身体障害者福祉法第15条指定医師の指定事務
- (2) 口唇口蓋裂後遺症等によるそしゃく機能障がいに関する  
歯科医師の指定事務
- (3) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定事務

※（1）・（2）は山形市内の医療機関に所属する医師・歯科医師が対象

4月1日以降、これらに関する指定申請等の申請や、変更届・辞退届等の届出を行う場合は、必ず山形市が定める様式で作成の上、山形市に提出をお願いします。

## 【注意点】

- 既に山形県から指定を受けている医師・歯科医師・医療機関については、4月1日以降、あらためて山形市に指定申請を行う必要はありません。
- 変更日・辞退日等が3月31日以前であっても、4月1日以降に変更届・辞退届等の届出を行う場合は、すべて山形市が窓口になります。
  - ※ 指定医師・歯科医師が山形市内の医療機関から他市町村の医療機関へ異動する場合の変更届については、引き続き山形県が窓口になります。
- 精神通院医療に関する申請・届出等については、引き続き山形県が窓口になります。

御不明な点については、下記担当にお問い合わせください。

山形市福祉推進部障がい福祉課 給付係  
TEL：023-641-1212（代表）内線 550

山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい医療担当  
TEL：023-630-3372（直通）